

世界高金利分散債券ファンド (愛称：ボンドクルーズ)

追加型投信／内外／債券

償還交付運用報告書

第128期(決算日2018年5月22日) 第129期(決算日2018年6月22日)
第130期(決算日2018年7月23日) 第131期(償還日2018年7月31日)

作成対象期間(2018年4月24日～2018年7月31日)

第131期末(2018年7月31日)	
償還価額	7,149円96銭
純資産総額	572百万円
第128期～第131期	
騰落率	△3.1%
分配金(税込み)合計	25円

(注) 騰落率は分配金(税込み)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

(注) 純資産総額の単位未満は切捨てて表示しております。

- 交付運用報告書は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面です。その他の内容については、運用報告書(全体版)に記載しております。
- 当ファンドは、投資信託約款において運用報告書(全体版)に記載すべき事項を、電磁的方法によりご提供することができる旨を定めております。運用報告書(全体版)は、野村アセットマネジメントのホームページで閲覧・ダウンロードしていただけます。
- 運用報告書(全体版)は、受益者の方からのご請求により交付されます。交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

<運用報告書(全体版)の閲覧・ダウンロード方法>

右記ホームページを開く

⇒「ファンド検索」にファンド名を入力しファンドを選択

⇒ファンド詳細ページから「運用報告書(全体版)」を選択

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは、高金利ソブリン マザーファンドおよびグローバル・ボンド・ファンズ マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として世界先進主要国のうち、信用力が高く、相対的に金利が高い国のソブリン債、世界の高利回り事業債(ハイ・イールド債)およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)のうち現地通貨建てのものに実質的に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行いました。

このたび、約款の規定にもとづき償還決算を行い、償還価額が決定いたしました。

ここに設定日から償還までの運用経過をご報告いたしますとともに、ご愛顧に対し厚く御礼申し上げます。

野村アセットマネジメント

東京都中央区日本橋1-12-1



サポートダイヤル 0120-753104

(受付時間) 営業日の午前9時～午後5時

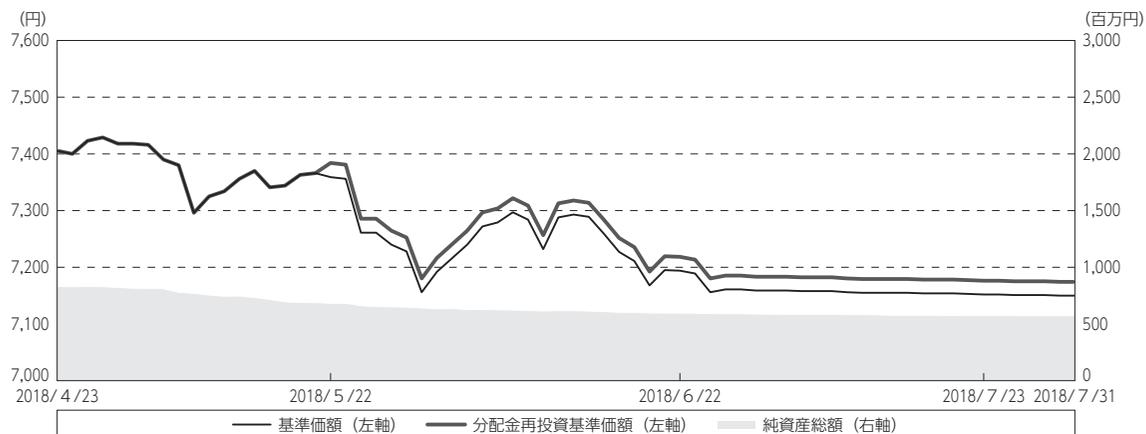


ホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

運用経過

作成期間中の基準価額等の推移

(2018年4月24日～2018年7月31日)



第 128 期 首 : 7,405円

第131期末 (償還日) : 7,149円96銭 (既払分配金 (税込み) : 25円)

騰 落 率 : $\triangle 3.1\%$ (分配金再投資ベース)

(注) 分配金再投資基準価額は、分配金 (税込み) を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。作成期首 (2018年4月23日) の値が基準価額と同一となるように指数化しております。

(注) 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。したがって、個々のお客様の損益の状況を示すものではありません。

(注) 上記騰落率は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

○基準価額の主な変動要因

基準価額は当作成期首の7,405円から償還時には7,149.96円となりました。

- ・保有債券から生じるキャピタルゲイン (またはロス) (価格変動損益)
- ・保有債券から生じるインカムゲイン (利子収入)
- ・実質的に保有する通貨の対円での為替変動

第128期中の1万口当たりの費用明細

(2018年4月24日～2018年5月22日)

項 目	第128期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
	円	%	
(a) 信託報酬 (投信会社)	6 (2)	0.080 (0.024)	(a) 信託報酬＝作成期間の平均基準価額×信託報酬率 ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
(販売会社)	(4)	(0.051)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
(受託会社)	(0)	(0.004)	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
(b) その他費用 (監査費用)	0 (0)	0.000 (0.000)	(b) その他費用＝作成期間のその他費用÷作成期間の平均受益権口数 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
合 計	6	0.080	
作成期間の平均基準価額は、7,418円です。			

(注) 作成期間の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) その他費用は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、当ファンドに対応するものを含みます。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を作成期間の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

第129期中の1万口当たりの費用明細

(2018年5月23日～2018年6月22日)

項 目	第129期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
	円	%	
(a) 信託報酬 (投信会社)	6 (2)	0.085 (0.026)	(a) 信託報酬＝作成期間の平均基準価額×信託報酬率 ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
(販売会社)	(4)	(0.055)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
(受託会社)	(0)	(0.005)	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
(b) その他費用 (保管費用)	0 (0)	0.004 (0.004)	(b) その他費用＝作成期間のその他費用÷作成期間の平均受益権口数 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
(監査費用)	(0)	(0.000)	監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
合 計	6	0.089	
作成期間の平均基準価額は、7,192円です。			

(注) 作成期間の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) その他費用は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、当ファンドに対応するものを含みます。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を作成期間の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

第130期中の1万口当たりの費用明細

(2018年6月23日～2018年7月23日)

項 目	第130期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
	円	%	
(a) 信託報酬 (投信会社)	6 (2)	0.085 (0.026)	(a) 信託報酬＝作成期間の平均基準価額×信託報酬率 ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
(販売会社)	(4)	(0.055)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
(受託会社)	(0)	(0.005)	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
(b) その他費用 (保管費用)	2 (2)	0.027 (0.026)	(b) その他費用＝作成期間のその他費用÷作成期間の平均受益権口数 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
(監査費用)	(0)	(0.000)	監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
合 計	8	0.112	
作成期間の平均基準価額は、7,159円です。			

(注) 作成期間の費用（消費税等のかかるものは消費税を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) その他費用は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、当ファンドに対応するものを含みます。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を作成期間の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

第131期中の1万口当たりの費用明細

(2018年7月24日～2018年7月31日)

項 目	第131期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
	円	%	
(a) 信託報酬 (投信会社)	2 (0)	0.022 (0.007)	(a) 信託報酬＝作成期間の平均基準価額×信託報酬率 ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
(販売会社)	(1)	(0.014)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
(受託会社)	(0)	(0.001)	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
(b) その他費用 (監査費用)	0 (0)	0.000 (0.000)	(b) その他費用＝作成期間のその他費用÷作成期間の平均受益権口数 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
合 計	2	0.022	
作成期間の平均基準価額は、7,149円です。			

(注) 作成期間の費用（消費税等のかかるものは消費税を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) その他費用は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、当ファンドに対応するものを含みます。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を作成期間の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

最近5年間の基準価額等の推移

(2013年7月22日～2018年7月31日)



(注) 分配金再投資基準価額は、分配金(税込み)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。2013年7月22日の値が基準価額と同一となるように指数化しております。

(注) 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。したがって、個々のお客様の損益の状況を示すものではありません。

	2013年7月22日 決算日	2014年7月22日 決算日	2015年7月22日 決算日	2016年7月22日 決算日	2017年7月24日 決算日	2018年7月23日 決算日	2018年7月31日 償還日
基準価額 (円)	8,300	8,469	8,819	7,367	7,758	7,152	7,149.96
期間分配金合計(税込み) (円)	—	300	300	300	300	250	—
分配金再投資基準価額騰落率(%)	—	5.8	7.7	△ 13.2	9.6	△ 4.7	△ 0.0
純資産総額 (百万円)	2,092	1,631	1,489	1,164	1,027	573	572

(注) 上記騰落率は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

(注) 純資産総額の単位未満は切捨てて表示しております。

(注) 騰落率は1年前の決算応当日との比較です。ただし、償還日の騰落率は償還日の直前の決算日との比較です。

(注) 当ファンドは、高水準のインカムゲインの獲得を目指して、相対的に高い利回りの債券に投資しています。相対的に利回りの高い債券の値動きを表す適切な指数等がないため、ベンチマーク等はありません。

投資環境

(2018年4月24日～2018年7月31日)

米国ハイ・イールド債券市場（現地通貨ベース）は、当作成期間では上昇しました。米国の主要経済指標やトランプ米政権の政治動向、FRB（米連邦準備制度理事会）の動向などに左右されました。欧州ハイ・イールド債券市場（現地通貨ベース）は、当作成期間では下落しました。欧米の主要経済指標やトランプ米政権の政治動向、ECB（欧州中央銀行）の動向などに左右されました。現地通貨建て新興国債券市場は、当作成期間では下落しました。トランプ米政権の政治動向やFRBの動向などに左右されました。

ドル円相場は、北朝鮮をめぐる緊張緩和への期待感や米長期金利の上昇、5月の米雇用統計が市場予想を上回る伸びを示したことや、イタリア新政権が発足したことを受けてドルが買われて円安が進み、当作成期間では円安・ドル高となりました。

当ファンドのポートフォリオ

(2018年4月24日～2018年7月31日)

[世界高金利分散債券ファンド]

- ・当作成期首から2018年6月下旬までは、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界先進主要国のうち、信用力が高く、相対的に金利が高い国のソブリン債、世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）及びエマージング・カントリーの政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）のうち現地通貨建てのものに投資しました。
- ・各マザーファンドへの投資比率は、高金利ソブリン マザーファンド：グローバル・ボンド・ファンズ マザーファンド＝5：5を基本に高位の組み入れを維持しました。
- ・実質外貨建て資産に対する為替ヘッジについては、当ファンドでは行ないませんでした。
- ・償還対応のため、6月末にかけて各マザーファンド受益証券を全売却しました。

[高金利ソブリン マザーファンド]

- ・通貨配分では、投資ユニバースの中から相対的に5年債利回りが高い5カ国（オーストラリア、シンガポール、アメリカ、ノルウェー、カナダ）を選定し、それぞれほぼ等金額で投資いたしました。
- ・種別配分では、当作成期を通じて信用力が高い国債に投資いたしました。当作成期を通じて保有していたすべての債券がAAA格*となっていました。
- ・デュレーション（金利感応度）では、当作成期を通じてデュレーションを4～5年程度に維持しました。
- ・繰上げ償還の方針決定後、組入債券の売却等を実施し、現金化しました。

※格付はS&P社あるいはムーディーズ社のいずれかの格付機関の高い方の格付によります。

[グローバル・ボンド・ファンズ マザーファンド]

- ・当作成期首から2018年6月下旬までは、「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建て債券FD」円建て受益証券、「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD」円建て受益証券と「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD」円建て受益証券を主要投資対象とし、各円建て外国投資信託受益証券への投資を通じて、現地通貨建てエマージング・マーケット債及びハイ・イールド債に実質的に投資しました。

- ・各円建て外国投資信託受益証券への投資比率は、「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FD」：「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD」：「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD」＝2：1：1を基本に、高位の組み入れを維持しました。
- ・償還対応のため、6月末にかけて「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FD」円建て受益証券、「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD」円建て受益証券と「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD」円建て受益証券を全売却しました。

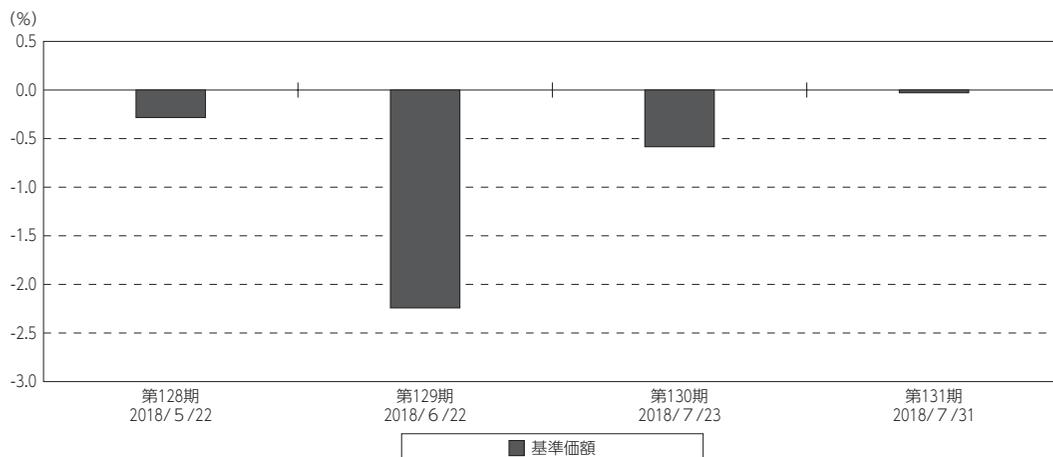
当ファンドのベンチマークとの差異

(2018年4月24日～2018年7月31日)

当ファンドは、高水準のインカムゲインの獲得を目指して、相対的に高い利回りの債券に投資しています。相対的に利回りの高い債券の値動きを表す適切な指数等がないため、ベンチマーク等はありません。

グラフは、作成期間中の当ファンドの期別基準価額騰落率です。

基準価額（期別騰落率）



(注) 基準価額の騰落率は分配金込みです。

分配金

(2018年4月24日～2018年7月31日)

第128期の収益分配については、利子・配当等収入、信託報酬などの諸経費を勘案し、1万口当たり25円といたしました。第129期、第130期、第131期は償還対応のため分配金をお支払しておりません。留保益の運用については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行いました。

○分配原資の内訳

(単位：円、1万口当たり・税込み)

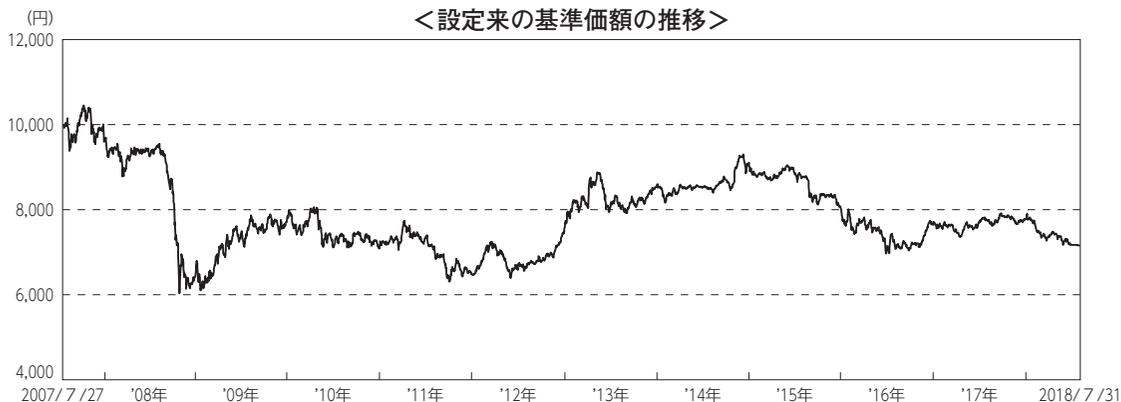
項 目	第128期	第129期	第130期
	2018年4月24日～ 2018年5月22日	2018年5月23日～ 2018年6月22日	2018年6月23日～ 2018年7月23日
当期分配金	25	—	—
(対基準価額比率)	0.339%	—%	—%
当期の収益	17	—	—
当期の収益以外	7	—	—
翌期繰越分配対象額	220	238	238

(注) 対基準価額比率は当期分配金(税込み)の期末基準価額(分配金込み)に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なります。

(注) 当期の収益、当期の収益以外は小数点以下切捨てで算出しているため合計が当期分配金と一致しない場合があります。

設定来の運用経過

<設定来の基準価額の推移>



○基準価額の主な変動要因

基準価額は、設定時の10,000円が償還時7,149.96円となりました。設定来お支払した分配金は1万口当たり4,120円となりました。

第1期（2007年7月27日～2007年10月22日）

（上昇要因）

- ・ 設定時から第1期期末にかけてハイ・イールド債券相場が上昇したこと
- ・ 設定時から第1期期末にかけて現地通貨建て新興国債券相場が上昇したこと
- ・ '07年8月中旬から第1期期末にかけて、金利差の拡大、商品市況の上昇などを受けて、カナダドル、ノルウェークローネ、ブラジルレアル、ポーランドズロチなどの通貨が対円で上昇したこと
- ・ 米国、英国、カナダ、ノルウェーでの債券利回り低下（価格上昇）
- ・ 保有債券からの金利収入

（下落要因）

- ・ 設定時から'07年8月中旬にかけて、米国のサブプライムローン（低所得者向け住宅融資）への信用懸念から投資家のリスク許容度が低下し、円が主要国通貨あるいは新興国通貨に対し上昇したこと
- ・ 米ドル、イギリスポンド、豪ドルなどの通貨が対円で下落したこと
- ・ オーストラリアの債券利回り上昇（価格下落）

第2－7期（2007年10月23日～2008年4月22日）

（上昇要因）

- ・ ファンダメンタルの改善、金利差の拡大などを受けて、チェココルナ、ポーランドズロチ、スロバキアコルナなどの通貨が対円で上昇したこと
- ・ 米国、英国、カナダ、ノルウェー、オーストラリアでの債券利回り低下（価格上昇）
- ・ 保有債券からの金利収入

（下落要因）

- ・ 信用収縮懸念や米景気の後退懸念から、ハイ・イールド債券相場が下落したこと
- ・ 米ドル、イギリスポンドをはじめとする主要通貨、ブラジルレアル、南アフリカランドをはじめとする新興国通貨が対円で下落したこと
- ・ '08年1月以降のデンマークでの債券利回り上昇（価格下落）

第8－13期（2008年4月23日～2008年10月22日）

（上昇要因）

- ・ 保有債券からの金利収入
- ・ 英国債や豪州国債など高格付けの国債利回りが景気減速懸念から低下したこと（価格は上昇）

（下落要因）

- ・ 信用収縮懸念や世界的な景気後退懸念から、ハイ・イールド債券相場が下落したこと
- ・ 金融市場の混乱をきっかけとして投資家のリスク許容度が低下したことで、新興国債券への需要が後退し、軟調に推移したこと

- ・米ドル、イギリスポンドをはじめとする主要通貨、ブラジルレアル、南アフリカランドをはじめとする新興国通貨が対円で下落したこと

第14－19期（2008年10月23日～2009年4月22日）

（当作成期初～2008年12月上旬）

- ・欧米金融市場の混乱、世界的な景気後退懸念、米大手自動車メーカーの経営不安などを背景に、ハイ・イールド債券相場が下落したこと
- ・金融市場の混乱をきっかけとして投資家のリスク許容度が低下したことなどから、現地通貨建て新興国債券への需要が後退し、軟調に推移したこと
- ・欧米における金融不安や世界的な景気後退懸念などを背景に、相対的にファンダメンタルズ（基礎的条件）が安定している円に需要が集まり、米ドル、ユーロをはじめとする主要通貨、ブラジルレアル、南アフリカランドをはじめとする新興国通貨が対円で下落したこと

（2008年12月中旬～当作成期末）

- ・米政府による金融安定化策や大手自動車メーカーに対する支援策の発表、米大手金融機関の'09年第1四半期の決算発表が好調であったことなどを背景に、ハイ・イールド債券相場が上昇したこと
- ・新興国の中央銀行が相次いで政策金利を引き下げたこと、新興国のインフレ懸念が後退したことなどを背景に、現地通貨建て新興国債券相場が上昇したこと
- ・日本の'08年第4四半期のGDPが前期比で大幅な減少となるなど日本経済への懸念が強まったほか、欧米金融当局による積極的な金融緩和や金融安定化策が実行されたことから深刻な景気後退懸念が後退したことを背景に、米ドル、ユーロをはじめとする主要通貨、ブラジルレアル、南アフリカランドをはじめとする新興国通貨が対円で上昇したこと

第20－25期（2009年4月23日～2009年10月22日）

- ・当作成期初から当作成期末にかけて新興諸国の景気回復や今後の成長期待が高まったことや投資家のリスク許容度に回復が見られたことなどを背景に大半の新興国通貨が対円で上昇したこと
- ・投資家のリスク許容度が改善したことや、政策金利の引き上げ見通しの高まり、日本との景況感格差などから豪ドル、ノルウェークローネなど先進国の高金利通貨が上昇したこと
- ・米大手金融機関に対するストレステスト（健全性審査）が市場の想定範囲内であったこと、企業景況感や鉱工業生産をはじめとする経済指標が改善を示したこと、第2四半期の企業決算が市場予想を上回ったことなどを背景に、ハイ・イールド債券相場が上昇したこと
- ・新興国の中央銀行が相次いで政策金利を引き下げたこと、新興国のインフレ懸念が後退したことなどを背景に、現地通貨建て新興国債券相場が上昇したこと

第26－31期（2009年10月23日～2010年4月22日）

- ・当作成期を通じて、米欧の一部経済指標が改善したこと、2009年7－9月期および10－12月期の企業決算がおおむね市場予想を上回ったこと、多くの新発債が発行され、市場で順調に消化されたことなどを背景にハイ・イールド債が上昇したこと
- ・当作成期を通じて、豪州の景気回復基調が継続していることや追加利上げ観測の高まりなどを背景に豪州債券が下落したこと

- ・ 当作成期を通じて、新興諸国の経済成長期待などを背景に新興諸国への資金流入が継続し、現地通貨建て新興国国債が上昇したこと
- ・ 2009年12月に、日銀が追加金融緩和策の導入を発表したこと、米国の雇用統計が改善したこと、米国と日本の利回り格差が拡大したことなどを背景に米ドルが対円で上昇したこと
- ・ 豪州国内経済が回復基調にあること、豪州と日本の利回り格差が拡大したことなどを背景に当作成期間でオーストラリア・ドルが対円で上昇したこと
- ・ ギリシャをはじめとする南欧諸国の財政リスクへの懸念が高まったことなどから、当作成期間でユーロや英ポンドなどの欧州通貨が円に対して下落したこと
- ・ 経済成長の加速や中国人民元の切り上げ期待などを背景に、当作成期間でマレーシア・リングギット、インドネシア・ルピア、タイ・バーツなどのアジア通貨が円に対して上昇したこと
- ・ 保有債券から生じる利息収入

第32－37期（2010年4月23日～2010年10月22日）

- ・ 米国の景気減速の兆候や欧州周辺国の財政懸念が強まったことなどを背景に、主要先進国の国債価格が値上がりしたこと
- ・ 一方、財政悪化懸念からギリシャ、ポルトガル、アイルランドなど、欧州の周辺国の国債価格が下落したこと
- ・ 欧州の銀行に対するストレステスト（健全性審査）が発表されたこと
- ・ 2010年4－6月期の米国企業の好調な決算発表を受け、新規発行債も無難に消化され、投資家のハイ・イールド債への旺盛な需要が見られたこと
- ・ 比較的良好な新興諸国の経済成長期待などを背景に新興諸国への資金流入が継続し、現地通貨建て新興国国債が上昇したこと
- ・ 英ポンド、豪ドル、スウェーデン・クローナや一部の新興国通貨が対米ドルで上昇したものの、対米ドルで円高が進み、多くの通貨が対円で下落したこと
- ・ 保有債券から生じる利息収入

第38－43期（2010年10月23日～2011年4月22日）

- ・ 世界的なインフレ懸念の高まりや、米国の量的金融緩和の終息観測を受け、先進国の債券利回りが上昇（価格は下落）したこと
- ・ 好調な決算発表やファンダメンタルズの改善を受け、投資家のハイ・イールド債への旺盛な需要が見られたこと
- ・ 豪ドル、スウェーデン・クローナ、ノルウェー・クローネ、カナダドルなどの先進国高金利通貨および新興国通貨が対円で上昇したこと
- ・ 保有債券から生じる利息収入

第44－49期（2011年4月23日～2011年10月24日）

- ・ 世界的な景気減速により、低金利の長期化が予想され、先進国の債券利回りが低下（価格は上昇）したこと
- ・ 新興国においてインフレ懸念が和らぎ、債券利回りが低下したこと

- ・ギリシャをはじめとした欧州諸国や金融機関の信用不安が高まり、投資家のリスク回避度が高まったこと
- ・企業業績は堅調であったものの、投資家のリスク回避度の高まりを受け、ハイ・イールド債の спреッド（国債に対する上乗せ金利）が拡大したこと
- ・先進国通貨および新興国通貨全般に対円で下落したこと
- ・保有債券から生じる利息収入

第50—55期（2011年10月25日～2012年4月23日）

- ・米国では景気回復の兆しが見え始めたが、欧州や一部新興国に関して先行き不透明な状態が続いた結果、主要先進国の債券利回りが低下（価格は上昇）したこと
- ・欧州債務問題、とりわけギリシャの信用不安について一旦落ち着いたものの、スペインなど他の欧州諸国について懸念が高まったこと
- ・景気動向や債務懸念を受け、主要中央銀行は緩和的なスタンスを維持したこと
- ・投資家のリスク回避度は総じて弱まり、新興国債券やハイ・イールド債への投資需要が高まったこと
- ・堅調な企業業績を受け、ハイ・イールド債の спреッド（国債に対する上乗せ金利）が縮小したこと
- ・先進国通貨および新興国通貨全般に対円で上昇したこと
- ・保有債券から生じる利息収入

第56—61期（2012年4月24日～2012年10月22日）

- ・量的緩和や政策金利の引き下げなど、主要先進国で金融緩和政策が採られたこと
- ・景気回復に対する不透明感とインフレの落ち着きを受け、主要国の長期金利が低下したこと
- ・ECB（欧州中央銀行）が無制限の国債購入を発表したことで、欧州債務問題に関する懸念が和らいだこと
- ・投資家のリスク回避度は総じて弱まり、新興国債券やハイ・イールド債への投資需要が高まったこと
- ・堅調な企業業績を受け、ハイ・イールド債の спреッド（国債に対する上乗せ金利）が縮小したこと
- ・主な先進国通貨および新興国通貨が対円で下落したこと
- ・保有債券から生じる利息収入

第62—67期（2012年10月23日～2013年4月22日）

- ・米国の好調な経済指標と企業業績を受け、投資家のリスク許容度は総じて拡大し、新興国債券やハイ・イールド債への投資需要が高まったこと
- ・日本の金融緩和期待の高まりから、主な先進国通貨および新興国通貨に対して円が下落したこと
- ・保有債券から生じる利息収入

第68—73期（2013年4月23日～2013年10月22日）

- ・米国の金融緩和策縮小観測の高まりから、新興国債券市場で資金流出が見られたこと
- ・米欧の景気回復期待から、ハイ・イールド債市場が上昇したこと
- ・米国の金融緩和策縮小観測の高まりから、一部の新興国通貨が対円で下落した一方で、一部の欧州通貨が対円で上昇したこと
- ・保有債券から生じる利息収入

第74—79期（2013年10月23日～2014年4月22日）

- ・米欧の市場予想を上回る経済指標を受けて景気回復期待が高まり、新興国債券やハイ・イールド債券市場が上昇したこと
- ・FRB（米連邦準備制度理事会）の早期利上げ観測の強まりなどを受け、主要通貨が対円で上昇したこと
- ・保有債券から生じる利息収入

第80—85期（2014年4月23日～2014年10月22日）

- ・好調な米国企業決算などを背景に米国ハイ・イールド債券市場が上昇したこと
- ・FOMC（米連邦公開市場委員会）が2015年半ばまでに利上げするとの見方が強まり、米ドルが対円で上昇したこと
- ・保有債券から生じる利息収入

第86—91期（2014年10月23日～2015年4月22日）

- ・好調な米国企業決算などを背景に米国ハイ・イールド債券市場が上昇したこと
- ・日銀の追加金融緩和や、堅調な米国の一部経済指標を受け、早期の利上げ観測が期待されたことなどから、米ドルが対円で上昇したこと
- ・保有債券から生じる利息収入

第92—97期（2015年4月23日～2015年10月22日）

- ・FRB（米連邦準備制度理事会）による年内の政策金利引き上げ観測が強まったことなどを背景に、米国ハイ・イールド債券市場が下落したこと
- ・中国経済の減速懸念が高まったことなどから、新興国債券市場が下落したこと
- ・保有債券から生じる利息収入

第98—103期（2015年10月23日～2016年4月22日）

- ・2015年末に、FOMC（米連邦公開市場委員会）において政策金利の引き上げが決定されたことや、原油安や世界的な株安を受け投資家のリスク回避姿勢が高まったことなどから、ハイ・イールド債券市場は軟調に推移したこと
- ・保有債券から生じる利息収入
- ・実質的に保有する通貨の対円での為替変動

第104—131期（2016年4月23日～2018年7月31日）

- ・保有債券から生じるキャピタルゲイン（またはロス）（価格変動損益）
- ・保有債券から生じるインカムゲイン（利子収入）
- ・実質的に保有する通貨の対円での為替変動

お知らせ

該当事項はございません。

当ファンドの概要

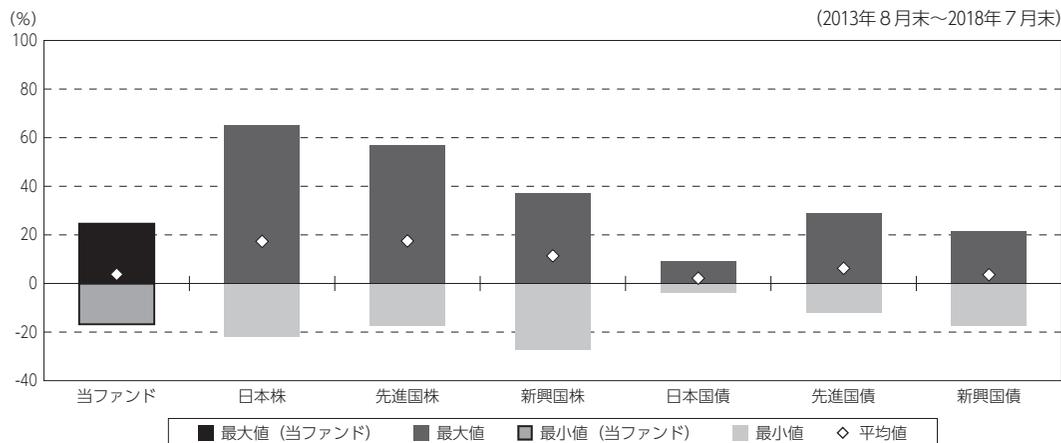
商品分類	追加型投信／内外／債券	
信託期間	2018年7月31日をもちまして繰上償還いたします。(設定日2007年7月27日)	
運用方針	「高金利ソブリン マザーファンド」および「グローバル・ボンド・ファンズ マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に、世界先進主要国のうち、信用力が高く、相対的に金利が高い国のソブリン債、世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）のうち現地通貨建てのものに分散投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	
主要投資対象	世界高金利分散債券ファンド	「高金利ソブリン マザーファンド」および「グローバル・ボンド・ファンズ マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。
	高金利ソブリンマザーファンド	世界先進主要国のうち、信用力が高く、相対的に金利が高い国のソブリン債等（国債、政府保証債、州政府債、国際機関債等）を主要投資対象とします。
	グローバル・ボンド・ファンズ マザーファンド	主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。
運用方法	高金利ソブリン マザーファンドおよびグローバル・ボンド・ファンズ マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として世界先進主要国のうち、信用力が高く、相対的に金利が高い国のソブリン債、世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）のうち現地通貨建てのものに実質的に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。	
分配方針	毎決算時に、原則として経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益等から、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案して分配します。 留保益の運用については、特に制限を設けず、元部分と同一の運用を行います。	

※店頭デリバティブ取引に関する国際的な規制強化について

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行われており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行うための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

(参考情報)

○当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位: %)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	24.6	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値	△ 16.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	3.8	17.3	17.5	11.4	2.2	6.2	3.6

(注) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注) 2013年8月から2018年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

(注) 決算日に対応した数値とは異なります。

(注) 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

《代表的な資産クラスの指数》

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

※各指数についての説明は、後述の「代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について」をご参照ください。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドのデータ

組入資産の内容

(2018年7月31日現在)

2018年7月31日現在、有価証券等の組入れはございません。

マザーファンドの直近の計算期間の内容につきましては、償還運用報告書（全体版）に記載しております。

純資産等

項 目	第128期末	第129期末	第130期末	第131期末(償還日)
	2018年5月22日	2018年6月22日	2018年7月23日	2018年7月31日
純資産総額	682,011,310円	595,877,259円	573,364,159円	572,589,581円
受益権総口数	926,729,421口	828,257,282口	801,634,167口	800,829,289口
1万口当たり基準価額(償還価額)	7,359円	7,194円	7,152円	7,149円96銭

(注) 当作成期間中（第128期～第131期）における追加設定元本額は2,630,464円、同解約元本額は323,002,901円です。

<代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について>

○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、株式会社東京証券取引所 (㈱東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

○MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)

○MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)